

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和7年12月5日
佐賀河川事務所
武雄河川事務所

嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会を開催します

令和7年10月27日に公表しました「嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）」について、学識者懇談会委員の皆様及び流域住民の皆様からいただきましたご意見等を踏まえ、「嘉瀬川水系河川整備計画（変更案）【案】」をとりまとめましたので、学識者懇談会で審議します。

また、併せて「嘉瀬川直轄河川改修事業」及び「六角川直轄河川改修事業」について、事業評価の審議も行います。

記

1. 日 時 令和7年12月11日（木）15時00分～17時00分（予定）
2. 場 所 佐賀河川事務所 1階会議室（別図参照）
3. 内 容 別紙-1 のとおり
4. その他
 - ・取材又は傍聴を希望される方は、別紙（報道機関：別紙-2、傍聴希望者：別紙-3）を確認の上、12月10日(水)12時までに、事前申込みをお願いします。
 - ・なお、開催会場の都合上、席が不足する可能性があります。その場合、先着順とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
 - ・防災体制の発令等により、会議を延期することがあります。

【全般、嘉瀬川に関する問い合わせ】

国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 電話：0952-41-8801

副 所 長	原 たち	和久 かずひさ
流域治水課長	館 しんご	新吾 しんご

【六角川に関する問い合わせ】

国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 電話：0954-23-7933

副 所 長	吉田 カタフチ	知之 ともゆき
流域治水課長	片渕 ヒロトシ	公淑 クンス

令和7年度 第2回 嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会 会場位置図

【会場】佐賀河川事務所 1階会議室

所在地：佐賀県佐賀市兵庫南 2-1-34



令和7年度第2回嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会

日時：令和7年12月11日（木）15～17時

会場：佐賀河川事務所1階会議室

※Web会議併用

次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 学識者懇談会の目的及び規約

4. 議事

- 1) 「嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見聴取結果
及び「嘉瀬川水系河川整備計画（変更案）【案】」への反映について
- 2) 「嘉瀬川直轄河川改修事業」の事業再評価
- 3) 「六角川直轄河川改修事業」の事業再評価

5. その他

6. 閉会

「学識者懇談会」 取材登録

「学識者懇談会」の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前にご登録のご協力をお願いいたします。

メール送信期限： 12月10日（水）12時00分まで

送信先アドレス： qsr-takeo@mit.go.jp

電話番号： 0954-23-7933

【ご登録の際にご連絡いただく内容】

1. 報道機関名
2. 取材者等
 - ① ご氏名
 - ② 連絡先（電話番号）
 - ③ 取材人数
 - ④ 取材車両の車種・台数 等

【取材に関する留意事項】

- ① 会場内では、「報道関係」と表示された席にお座りください。
- ② 会議中のカメラ撮影は、会議冒頭のみとなり、当日指定する範囲内で行ってください。
- ③ 会場の都合により、会場内で電源をとることはできません。パソコン等を使用される場合は、バッテリー等をご持参願います。
- ④ 休憩時間を含め会議中、会議出席者へ直接取材することはご遠慮ください。
- ⑤ 駐車場のスペースの限りがありますので、なるべく乗り合わせでご来場ください。
- ⑥ その他、取材にあたっては、係員の指示に従ってください。

傍聴を希望される皆様へ

傍聴にあたってのお願い

1. 傍聴の手続き

- ① 「学識者懇談会」について、傍聴をご希望される方は、下記メール又は、電話にて事前申込みのご協力をお願ひいたします。
- 申込期限：12月10日（水）12時00分まで
- 申込先アドレス：qsr-takeo@mlit.go.jp
- 電話番号：0954-23-7933

- ② 会場の都合上、最小限の人数でご参加ください。
③ 会場への入場等については、係員の指示に従ってください。
④ 会場内では「傍聴」と表示された席に着席してください。

2. 傍聴に関する留意事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- ① 会議中は、静粛に傍聴してください。(発言、プラカード、拍手その他の方法により、自らの意見等を表明することはできません。)
② 会場内で飲食はご遠慮ください。
③ 会場内の写真の撮影、録画、録音等はできません。
④ 会場の秩序を乱したり、議事を妨害したりする行為はできません。

以上のことをお守りいただけない場合は、退場をお願いすることがあります。

3. その他

傍聴される方は、前述の留意事項のほか、進行担当及び係員の指示に従ってください。